

(証券コード3877)
平成21年6月25日

株主各位

東京都中央区銀座二丁目10番6号
中越パルプ工業株式会社
代表取締役社長 原 田 正 文

第93期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第93期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第93期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
◎ 本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第93期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
◎ 本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
◎ 本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、当社普通株式1株につき金3円、総額349,463,760円、その効力が生じる日を平成21年6月26日とすることに決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
◎ 本件は、原案どおり承認可決されました。定款の変更内容は、後記のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役6名選任の件
◎ 本件は、原案どおり承認可決され、取締役に原田正文、竹下賢二、成毛康夫、村島和夫、桜井義昭、加藤明美の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
◎ 本件は、原案どおり承認可決され、監査役に野田晃子氏が選任され就任いたしました。

以 上

お 知 ら せ

1. 本株主総会終結後に開催された取締役会の決議により、取締役の構成は次のとおりとなりました。

代表取締役社長	原田 正文
代表取締役副社長	竹下 賢二
常務取締役	成毛 康夫
常務取締役	村島 和夫
常務取締役	桜井 義昭
常務取締役	加藤 明美

※各取締役は、執行役員を兼務いたします。

2. 監査役の構成は次のとおりとなっております。

常任監査役(常勤)	室谷 照男
監査役	平戸 恭一
監査役	野田 晃子

3. 本株主総会終結後に開催された取締役会の決議により、前記の取締役兼務の6名に加え、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

上席執行役員	菅田 友宣
上席執行役員	姥島 文夫
執行役員	水野 十郎
執行役員	池田 孝一
執行役員	金井 信彦
執行役員	宮脇 茂實
執行役員	高田 悟司

以 上

期末配当金のお支払いについて

本株主総会の決議により期末配当金は、1株につき金3円と決定いたしましたので、同封の「第93期期末配当金領収証」により、払渡しの期間（平成21年6月26日から平成21年7月31日まで）内にお近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

なお、配当金の振込先をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」をご送付申し上げましたのでご確認ください。

以 上

定款一部変更の内容

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴う変更をいたしました。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> ①当社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 ①当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第12条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 ①当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第11条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上